

(参考) 浄化槽設置等に関する手続き経路図

1 建築基準法による設置等の場合

2 浄化槽法による設置等の場合

(参考) (第 17 条関係) 用途可分・不可分の事例

(参考) 浄化槽法定検査申込書

別表第 1 建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準 (JISA3302 : 2000)

別表第 2 「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準表」の「算定単位当たりの汚水量及び BOD 参考値」

別図 1 土壌浸透装置の構造例 (参考)

浸透設備の構造例 (参考)

第 1 号様式 (建築基準法に基づく手続の場合) 浄化槽設置に関する概要書

第 2 号様式 (浄化槽法に基づく手続の場合) 浄化槽設置届出書

第 3 号様式 誓約書

第 4 号様式 (建築基準法に基づく手続の場合) 浄化槽変更に関する概要書

第 5 号様式 (浄化槽法に基づく手続の場合) 浄化槽変更届出書

第 6 号様式 浄化槽使用開始報告書

第 7 号様式 技術管理者変更報告書

第 8 号様式 浄化槽管理者変更報告書

省令様式第 1 号 (第 9 条の 3 関係) 浄化槽使用休止届出書

省令様式第 1 号の 2 (第 9 条の 4 関係) 浄化槽使用再開届出書

省令様式第 1 号の 3 (第 9 条の 5 関係) 浄化槽使用廃止届出書

第 9 号様式 浄化槽工事实施報告書

第 10 号様式 浄化槽保守点検受託報告書

第 11 号様式 浄化槽清掃受託報告書

第 12 号様式 浄化槽届出事項変更届

第 13 号様式 放流水の地下浸透処理に係る浄化槽工事完了報告書

第 14 号様式 浄化槽設置に係るチェックリスト

第 15 号様式 住宅のし尿浄化槽処理対象人員算定基準のただし書適用申請書

第 16 号様式 住宅のし尿浄化槽処理対象人員算定基準のただし書適用に関する誓約書

第 17 号様式 浄化槽放流水地下浸透事前協議書

第 18 号様式 設置予定地等調査報告書

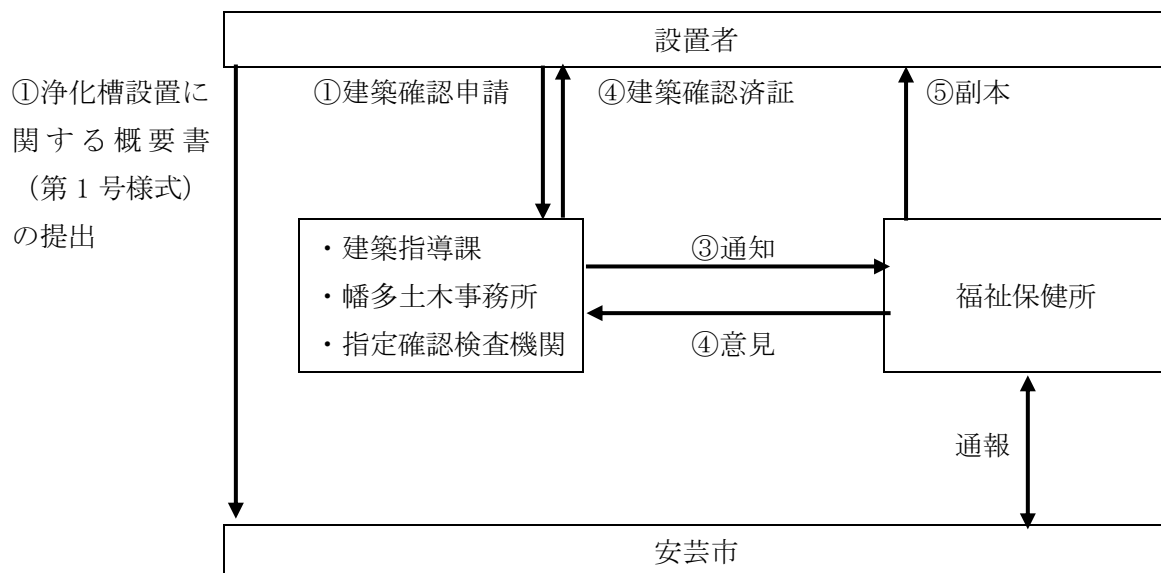
第 19 号様式 土壌浸透装置又は浸透設備等維持管理に関する誓約書

第 20 号様式 地下浸透事前協議確認書

第 21 号様式 地下浸透事前協議通知書

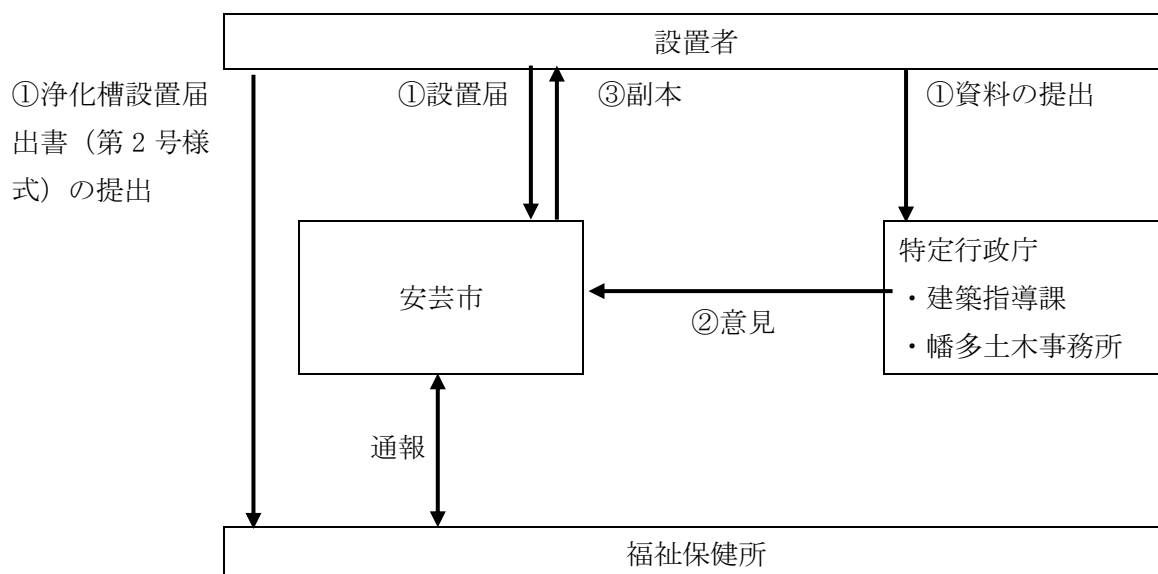
(参考) 浄化槽設置等に関する手続き経路図

1 建築基準法による設置等の場合



	設置者	
	安芸市	特定行政庁又は 指定確認検査機関 ↓ 福祉保健所
ア 浄化槽設置に関する概要書 (第1号様式)	1部 (副本)	2部 (うち1部は指定用紙)
イ 誓約書	—	2部
ウ 浄化槽法廷検査申込書	—	1部 (原本1枚、複写2枚)
エ 浄化槽の構造図	—	2部
オ 建築物の概要図	—	2部
カ 地下浸透事前協議確認書 (第20号様式) の 写し (放流水を地下浸透処理する場合)	—	(2部)
キ 浄化槽設置に係るチェックリスト (第14号 様式)	—	2部

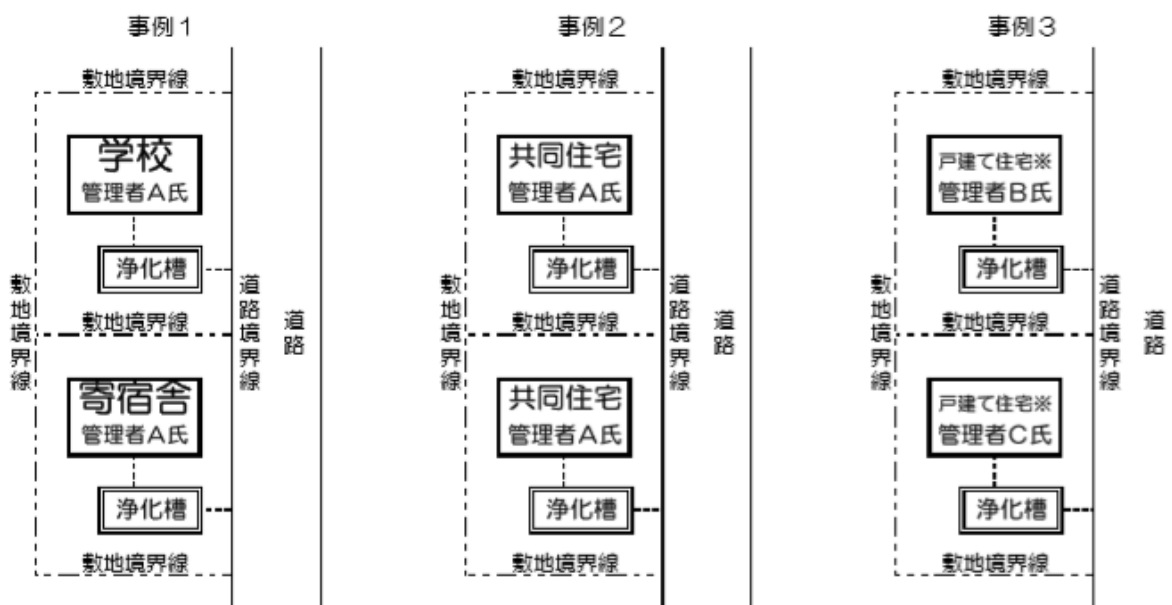
2 浄化槽法による設置等の場合



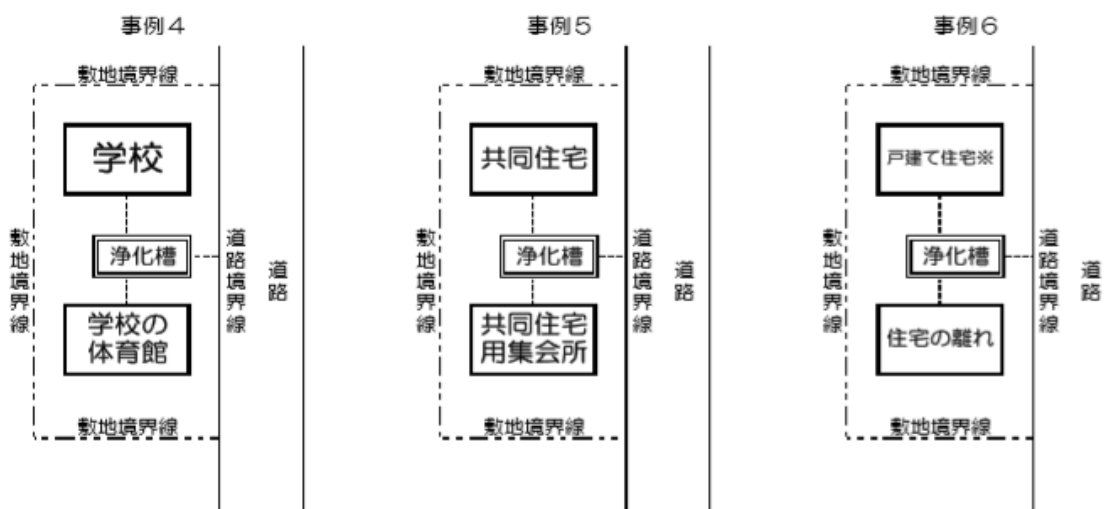
	設置者		
	安芸市	福祉保健所	特定行政庁
ア 浄化槽設置に関する届出書 (第2号様式)	2部 (うち1部は指定用紙)	1部 (副本)	1部
イ 誓約書 (第3号様式)	2部	—	—
ウ 浄化槽法廷検査申込書	1部 (原本1枚、複写2枚)	—	—
エ 浄化槽の構造図	2部	—	1部
オ 建築物の概要図	2部	—	1部
カ 地下浸透事前協議確認書 (第20号 様式) の写し (放流水を地下浸透処 理する場合)	(2部)	—	(1部)
キ 浄化槽設置に係るチェックリスト (第14号様式)	2部	—	—

用途上可分・不可分の事例（具体的には個別の建築計画に即して判断されます。）

建築物の用途上敷地を分けることが出来るものは原則として、1つの敷地内に1基とし複数基の設置は不可となる。



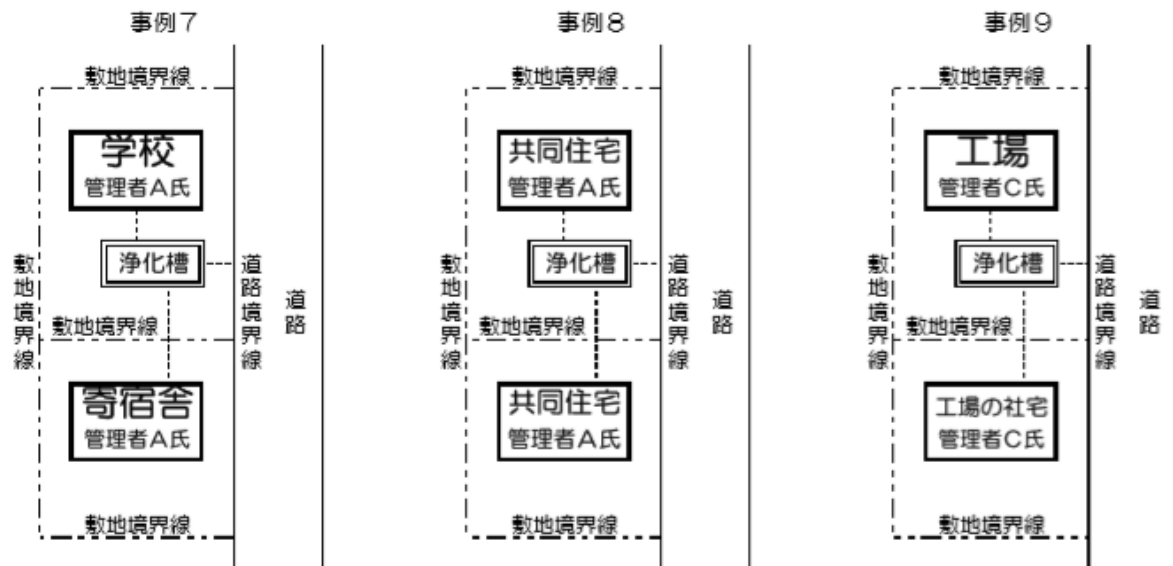
建築物の用途上敷地を分けることが出来ないものは、浄化槽の設置基数は1基となる。



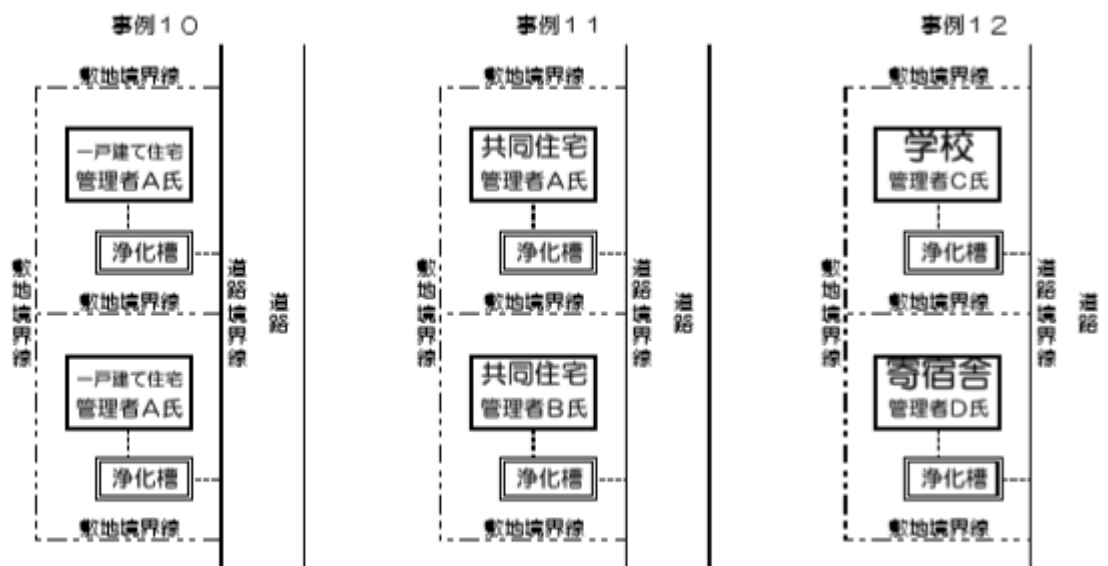
※戸建て住宅：台所、風呂、便所が備えられており、独立した生活が営める住宅のこと

③用途上可分であっても、別敷地に設置している浄化槽と集合処理とすることができる事例

建築物の用途上敷地を分けることができるものは原則として、1つの敷地内に1基であるが、排水を効率的かつ効果的に処理するために設置される浄化槽であって、施設管理者が同一であり、浄化槽の維持管理が適正に行われると認められる場合は、別敷地であっても集合処理とすることができる。



④③の取り扱いが認められない場合



事例10: 管理者は同一であるが、建築物の用途上個別の管理者になる可能性が高い。

事例11: 用途上可分であり、管理者が同一でない。

事例12: 用途上可分であり、管理者が同一でない。

浄化槽法定検査申込書

平成 年 月 日

一般財団法人高知県環境検査センター理事長 宛

浄化槽管理者 住 所
氏名・名称 印
電話番号

申込受託者 住 所
氏名・名称 印
電話番号

浄化槽法第7条及び第11条に基づき、下記のとおり毎年1回の水質に関する検査を申し込みます。

記

設 置 場 所			
建 物 名 称	電話番号 ()		
浄化槽のメーカー		浄化槽の型式	
処理対象人員	人槽	使用人員	人
建 物 用 途		管理業者名	
補助金交付対象	該当・該当せず	使用開始日	年 月 日
工 事 業 者 名 (住 所) (氏名・名称) (電 話 番 号)			

- (注) 1. 浄化槽管理者とは、当該浄化槽の所有者、占有者、その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有する者です。(※権原とは『民法上、ある行為をすることを正当とする法律上の原因』をあらわす用語です。)
2. 法定検査申込の手続きを、当該浄化槽を施工した浄化槽工事業者の方に委託した場合は、工事業者の方も申込書への記名・押印をしてください。

別表第 1

建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A3302-2000）

Estimation of Population for Waste Water Purifier of Buildings

1. 適用範囲 この規格は、建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準について規定する。

2. 建築用途別処

理対象人員算定基準 建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準は、表のとおりとする。ただし、建築物の使用状況により、類似施設の使用水量その他の資料から表が明らかに実情に添わないと考えられる場合には、当該資料などを基にしてこの算定人員を増減することができる。

3. 特殊の建築用途の適用

3.1 特殊の建築用途の建築物又は定員未定の建築物については、表準じて算定する。

3.2 同一建築物が 2 以上の異なった建築用途に供される場合は、それぞれの建築用途の項を適用加算して処理対象人員を算定する。

3.3 2 以上の建築物が共同で尿尿浄化槽を設ける場合は、それぞれの建築用途の項を適用加算して処理対象人員を算定する。

3.4 学校その他で、特定の収容される人だけが移動することによって、2 以上の異なった建築用途に使用する場合には、3.2 及び 3.3 の適用加算又は建築物ごとの建築用途別処理対象人員を軽減することができる。

表 建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準 (JIS A 3302-2000)

類似用途別番号	建築用途			処理対象人員	
				算定式	算定単位
1	集会施設関係	イ	公会堂・集会場・劇場・映画館・演芸場		n : 人員 (人) A : 延べ面積 (m ²)
		ロ	競輪場・競馬場・競艇場		n : 人員 (人) C ^{*1} : 総便器数 (個)
		ハ	観覧場・体育館		n : 人員 (人) A : 延べ面積 (m ²)
2	住宅施設関係	イ	住宅	A ≤ 130 ^{*2} の場合	n = 5 n : 人員 (人)
				130 ^{*2} < A の場合	n = 7 A : 延べ面積 (m ²)
		ロ	共同住宅		n : 人員 (人) ただし、1戸当たりのnが、3.5人以下の場合は1戸当たりのnを3.5人または2人(1戸が1居室 ^{*3} だけで構成されている場合に限る。)とし、1戸当たりのnが6人以上の場合は1戸当たりのnを6人とする。 A : 延べ面積 (m ²)
		ハ	下宿・寄宿舎		n : 人員 (人) A : 延べ面積 (m ²)
		ニ	学校寄宿舎・自衛隊キャンプ宿舎・老人ホーム・養護施設		n = P n : 人員 (人) P : 定員 (人)
3	宿泊施設関係	イ	ホテル・旅館	結婚式場又は宴会場をもつ場合 n = 0.15A 結婚式場又は宴会場をもたない場合 n = 0.075A	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (m ²)
			モーテル	n = 5R	n : 人員 (人) R : 客室数
		ハ	簡易宿泊所・合宿所・ユースホステル・青年の家		n = P n : 人員 (人) P : 定員 (人)
4	医療施設関係	イ	病院・療養所・伝染病院	業務用厨房設備又は洗濯設備を設ける場合 300床未満の場合 n = 8B 300床以上の場合 n = 11.43 (B - 300) + 2,400 業務用厨房設備又は洗濯設備を設けない場合 300床未満の場合 n = 5B 300床以上の場合 n = 7.14 (B - 300) + 1,500	n : 人員 (人) B : ベッド数 (床)
		ロ	診療所・医院		n : 人員 (人) A : 延べ面積 (m ²)

5	店舗関係	イ	店舗・マーケット		n = 0.075A	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (㎡)
		ロ	百貨店		n = 0.15A	
		ハ	飲食店	一般の場合	n = 0.72A	
				汚濁負荷の高い場合	n = 2.94A	
				汚濁負荷の低い場合	n = 0.55A	
		ニ	喫茶店		n = 0.80A	
6	娯楽施設関係	イ	玉突場・卓球場		n = 0.075A	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (㎡)
		ロ	パチンコ店		n = 0.11A	
		ハ	囲碁クラブ・ マージャンクラブ		n = 0.15A	
		ニ	ディスコ		n = 0.50A	
		ホ	ゴルフ練習場		n = 0.25S	n : 人員 (人) S : 打席数 (席)
		ヘ	ボーリング場		n = 2.50L	n : 人員 (人) L : レーン数 (レーン)
		ト	バッティング場		n = 0.20S	n : 人員 (人) S : 打席数 (席)
		チ	テニスコ 場	ナイター設備を 設ける場合	n = 3S	n : 人員 (人) S : コート面数 (面)
				ナイター設備を 設けない場合	n = 2S	n : 人員 (人) S : コート面数 (面)
		リ	遊園地・海水浴場		n = 16C	n : 人員 (人) C*1 : 総便器数 (個)
		ヌ	プール・スケート場		$n = \frac{20C + 120U}{8} \times t$	n : 人員 (人) C : 大便器数 (個) U*4 : 小便器数 (個) t : 単位便器あたり 1 日平均使用時間 (時間) t = 1.0～2.0
		ル	キャンプ場		n = 0.56P	n : 人員 (人) P : 収容人員 (人)
		ヲ	ゴルフ場		n = 21H	n : 人員 (人) H : ホール数 (ホール)

7	駐車場関係	イ	サービスエリア	便所	一般部	n = 3.60P	n : 人員 (人) P : 駐車ます数 (ます)
					観光部	n = 3.83P	
					売店なし PA	n = 2.55P	
				売店	一般部	n = 2.66P	
					観光部	n = 2.81P	
		ロ	駐車場・自動車庫		$n = \frac{20C + 120U}{8} \times t$	n : 人員 (人) C : 大便器数 (個) U ^{*4} : 小便器数 (個) t : 単位便器あたり 1 日平均使用時間 (時間) t = 0.4~2.0	
ハ	ガソリンスタンド		n = 20	n : 人員 (人) 1 営業所当たり			
8	学校施設関係	イ	保育所・幼稚園・ 小学校・中学校		n = 0.20P	n : 人員 (人) P : 定員 (人)	
		ロ	高等学校・大学・各種学校		n = 0.25P		
		ハ	図書館		n = 0.08A	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (m ²)	
9	事務所関係	イ	事務所	業務用厨房 設備を設ける場合	n = 0.075A	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (m ²)	
				業務用厨房 設備を設けない場合	n = 0.06A		
10	作業場関係	イ	工場・ 作業所・ 研究所・ 試験所	業務用厨房 設備を設ける場合	n = 0.75P	n : 人員 (人) P : 定員 (人)	
				業務用厨房 設備を設けない場合	n = 0.30P		

11	1 5 10 の 用 途 に 属 さ な い 施 設	イ	市場		$n = 0.02A$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (m ²)
		ロ	公衆浴場		$n = 0.17A$	
		ハ	公衆便所		$n = 16C$	n : 人員 (人) C ^{*1} : 総便器数 (個)
		ニ	駅・ バスターミナル	P < 100,000 の場合	$n = 0.008P$	n : 人員 (人) P : 乗降客数 (人/日)
				100,000 ≤ P < 200,000 の場合	$n = 0.010P$	
				200,000 ≤ P の場合	$n = 0.013P$	

注 *1 大便器数、小便器数及び両用便器数を合計した便器数。

*2 この値は、当該地域における住宅の一戸当たりの平均的な延べ面積に応じて、増減できるものとする。

*3 居室とは、建築基準法による用語の定義でいう居室であって、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。ただし、共同住宅における台所及び食事室を除く。

*4 女子専用便所にあつては、便器数のおおむね 1/2 を小便器とみなす。

「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準表」の「算定単位当たりの汚水量及びBOD参考値」

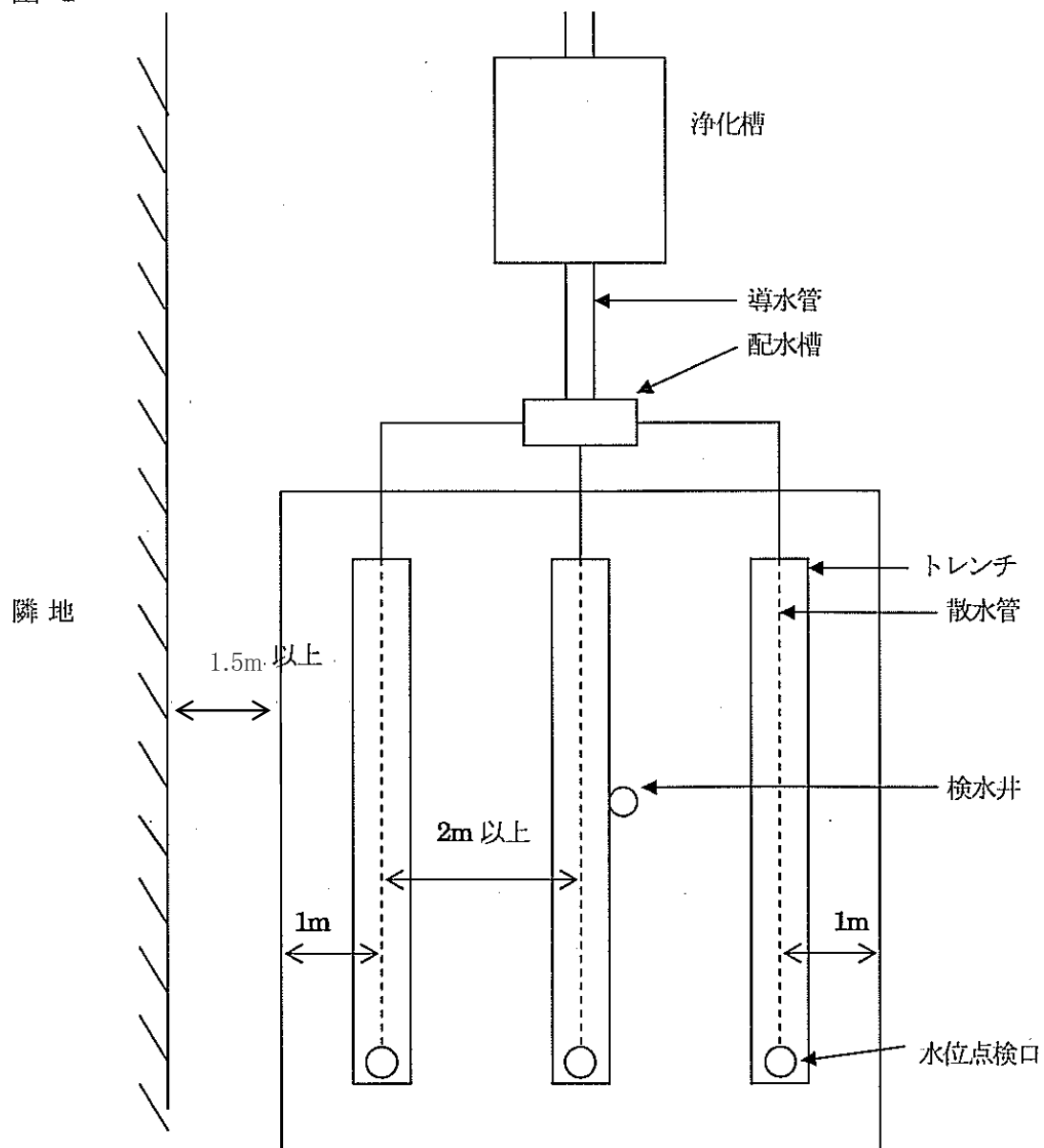
JIS A 3302:2000										参考値			
類似用途 番号	建築物用途				処理対象人員		算定単位当たりの 汚水量及びBOD 濃度参考値		処理対象人員 (n) 1人当たりの汚水量 及びBOD量参考値		1日の排水時間		
							合併処理対象		合併処理				
	算定式	算定単位	汚水量	BOD	水量 負荷算定	BOD 負荷算定							
1	集合施設関係	イ	公会堂・集会場・劇場・ 映画館・演芸場	n = 0.08A	n : 人員 (人) A : 延べ面積(m ²)	16 (L/m ² ・日)	150 (mg/L)	(L/人・日) ○ (200)	(g/人・日) (30)	公会堂・集会場 8 劇場・演芸場 10 映画館 12			
			競輪場・競馬場・競艇場	n = 16C	n : 人員 (人) C : 総便器数 (個)	2,400 (L/個・日)	260 (mg/L)	(150)	○ (40)	10			
			観覧場・体育館	n = 0.065A	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (m ²)	10 (L/m ² ・日)	260 (mg/L)	(155)	○ (40)	15			
2	住宅施設関係	イ	住宅	A ≤ 130m ² の場合 130m ² < A の場合	n = 5 n = 7	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (m ²)	1,000 1,400 (L/戸・日) (L/m ² ・日)	200 (mg/L)	○ (200)	○ (40)	12		
			共同住宅	n = 0.05A	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (m ²) ※	10 (L/m ² ・日)	200 (mg/L)	○ (200)	○ (40)				
		ハ	下宿・寄宿舎	n = 0.07A	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (m ²)	14 (L/m ² ・日)	140 (mg/L)	○ (200)	○ (28)	8			
		ニ	学校寄宿舎・ 自衛隊キャンプ宿舎・ 老人ホーム・養護施設	n = P	n : 人員 (人) P : 定員 (人)	200 (L/人・日)	200 (mg/L)	○ (200)	○ (40)	8 (但し老人ホーム 10)			
		3	宿泊施設関係	イ	ホテル・旅館	n = 0.15A	結婚式場・宴会場有 n : 人員 (人) A : 延べ面積 (m ²)	30 (L/m ² ・日)	200 (mg/L)	○ (200)	○ (40)	10	
n = 0.075A	結婚式場・宴会場無 n : 人員 (人) A : 延べ面積 (m ²)					30 (L/m ² ・日)	100 (mg/L)	(400)	○ (40)				
ロ	モーテル			n = 5R	n : 人員 (人) R : 客室数	1,000 (L/室・日)	50 (mg/L)	○ (200)	(30)	8			
ハ	簡易宿泊所・合宿所・ユースホステル・青年の家			n = P	n : 人員 (人) P : 定員 (人)	200 (L/人・日)	200 (mg/L)	○ (200)	○ (40)				
4	医療施設関係	イ	病院・療養所・伝染病院	業務用厨房設備又は洗濯設備を設ける場合	300床未満の場合	n = 8B	n : 人員 (人) B : ベッド数 (床)	B × 1,000 (L/床・日)	厨房・洗濯設備のある施設	— (125)	○ (40)	12	
					300床以上の場合	n = 11.43 (B-300) + 2,400		B × 1,300 (L/床・日)	320 (mg/L)	○ (113)	(36)		
				業務用厨房設備又は洗濯設備を設けない場合	300床未満の場合	n = 5B		B × 1,000 (L/床・日)	厨房・洗濯設備のない施設	○ (200)	(30)		
					300床以上の場合	n = 7.14 (B-300) + 1,500		B × 1,300 (L/床・日)	150 (mg/L)	○ (182)	(27)		
					診療所・医院	n = 0.19A		n : 人員 (人) A : 延べ面積 (m ²)	25 (L/m ² ・日)	300 (mg/L)	(130)		○ (40)

JIS A 3302-2000						参考値					
類 似 用途別 番 号	建 築 用 途			処理対象人員		算定単位当たりの 汚水量及び BOD 濃度参考値		処理対象人員 (n) 1 人当たりの汚水量 及び BOD 量参考値		1 日の排水時間	
						合併処理対象		合併処理			
	算定式	算定単位	汚水量	BOD	水量 負荷算定	BOD 負荷算定					
5	店舗 関係	イ	店舗・マーケット	n = 0.075A	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (㎡)	15 (L/㎡・日)	150 (mg/L)	○ (200)	(30)	8	
		ロ	百貨店	n = 0.15A		30 (L/㎡・日)	150 (mg/L)	○ (200)	(30)		
		ハ	飲食店	一般の場合		n = 0.72A	130 (L/㎡・日)	220 (mg/L)	○ (180)	(40)	8
				汚濁負荷の高い場合		n = 2.94A	260 (L/㎡・日)	450 (mg/L)	○ (90)	(40)	
				汚濁負荷の低い場合		n = 0.55A	110 (L/㎡・日)	200 (mg/L)	○ (200)	(40)	
		ニ	喫茶店	n = 0.80A		160 (L/㎡・日)	150 (mg/L)	○ (200)	(30)	10	
		6	娯楽施設 関係	イ		玉突き・卓球場	n = 0.075A	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (㎡)	15 (L/㎡・日)	150 (mg/L)	(L/人・日) ○ (200)
ロ	パチンコ店			n = 0.11A	22 (L/㎡・日)	150 (mg/L)	○ (200)		(30)	12	
ハ	囲碁クラブ・ マージャンクラブ			n = 0.15A	30 (L/㎡・日)	150 (mg/L)	○ (200)		(30)	8	
ニ	ディスコ			n = 0.50A	100 (L/㎡・日)	150 (mg/L)	○ (200)		(30)	6	
ホ	ゴルフ練習場			n = 0.25S	n : 人員 (人) S : 打席数 (席)	50 (L/席・日)	150 (mg/L)	○ (200)	(30)	10	
ヘ	ボーリング場			n = 2.50L	n : 人員 (人) L : レーン数 (レーン)	500 (L/レーン・日)	150 (mg/L)	○ (200)	(30)		
ト	バレーボール場			n = 0.20S	n : 人員 (人) S : 打席数 (席)	40 (L/席・日)	150 (mg/L)	○ (200)	(30)		
チ	テニス場			ナイター設備無 n = 2S	n : 人員 (人) S : コート面数 (面)	400 (L/面・日)	150 (mg/L)	○ (200)	(30)		
				ナイター設備有 n = 3S		600 (L/面・日)		○ (200)	(30)		
リ	遊園地・海水浴場			n = 16C	n : 人員 (人) C : 総便器数 (個)	2,400 (L/個・日)	260 (mg/L)	○ (150)	○ (40)	7	
ス	プール、スケート場			n = [(20C+120U)/8]×t	民間プール t = 1~2 会員制プール t = 1~2 学校プール t = 1~2	—	150 (mg/L)	—	—	10	
ル	キャンプ場			n = 0.56P	n : 人員 (人) P : 収容人員 (人)	70 (L/人・日)	320 (mg/L)	○ (125)	○ (40)	8	
ヲ	ゴルフ場			n = 21H	n : 人員 (人) H : ホール数 (ホール)	250 (L/人・日)	130 (mg/L)	○ (250)	(26)	10	

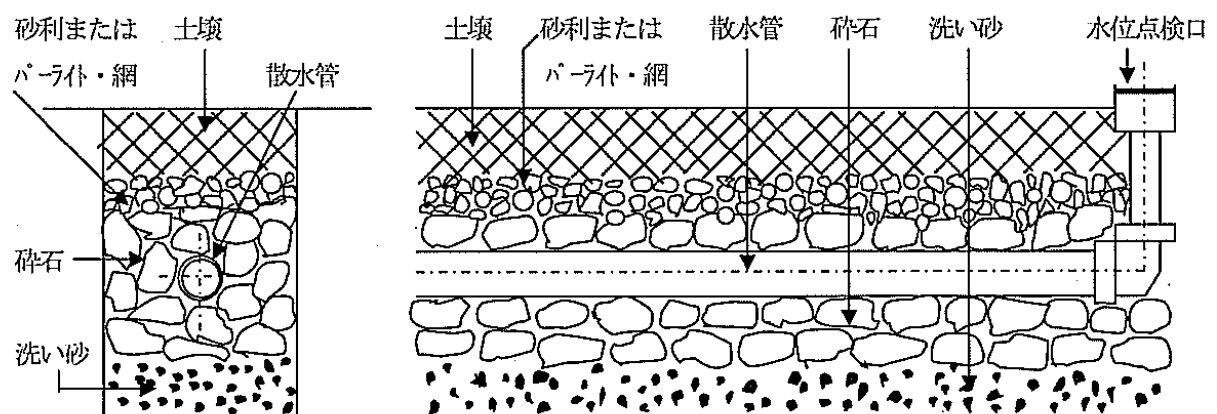
JIS A 3302-2000							参考値					
類 似 用途別 番 号	建 築 用 途				処理対象人員		算定単位当たりの 汚水量及びBOD 濃度参考値		処理対象人員 (n) 1人当たりの汚水量 及び BOD 量参考値		1 日の排水時間	
							合併処理対象		合併処理			
	算定式	算定単位	汚水量	BOD	水量 負荷算定	BOD 負荷算定						
7	駐車場関係	イ	サービスエリア	便所	一般部	n = 3.60P	n : 人員 (人) P : 駐車台数 (台)	480 (L/ます・日)	300 (mg/L)	(L/人・日) (135)	(g/人・日) ○ (40)	12
					観光部	n = 3.83P		510 (L/ます・日)				
					売店なし PA	n = 2.55P		340 (L/ます・日)				
			売店	一般部	n = 2.66P	180 (L/ます・日)	590 (mg/L)	(115)	○ (40)			
				観光部	n = 2.81P	190 (L/ます・日)						
			ロ	駐車場・自動車車庫	n = [(20C+120U)/8]×t	n : 人員 (人) t : 0.4～2.0	—	—	—	—		
		ハ	ガソリンスタンド	n = 20	n : 人員 (人) 1 営業所当たり	—	—	—	—	8		
8	学校施設関係	イ	ロ	ハ	保育所・幼稚園・ 小学校・中学校	n = 0.20P	n : 人員 (人) P : 定員 (人)	50 (L/人・日)	180 (mg/L)	○ (200)	(36)	8
					高等学校・大学・ 各種学校	n = 0.25P	n : 人員 (人) P : 定員 (人)	60 (L/人・日)	180 (mg/L)	○ (200)	(36)	
					図書館	n = 0.08A	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (m ²)	16 (L/m ² ・日)	150 (mg/L)	○ (200)	(36)	5
					9	事務所関係	イ	事務所	n = 0.075A	厨房設備有 n : 人員 (人) A : 延べ面積 (m ²)	10 (L/m ² ・日)	200 (mg/L)
n = 0.06A	厨房設備無 n : 人員 (人) A : 延べ面積 (m ²)	10 (L/m ² ・日)	200 (mg/L)	(270)					○ (40)			
10	作業場関係	イ	工場・作業場・ 研究所・試験所	n = 0.75P	厨房設備有 n : 人員 (人) P : 定員 (人)	100 (L/人・日)	300 (mg/L)	(133)	○ (40)	工場・作業所 交替勤務無 8 交替有 12～24		
				n = 0.30P	厨房設備無 n : 人員 (人) P : 定員 (人)	60 (L/人・日)	150 (mg/L)	○ (200)	(30)	研究所・試験所 8		
11	10の用途に属さない施設	イ	ロ	ハ	市場	n = 0.02A	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (m ²)	4.2 (L/m ² ・日)	200 (mg/L)	○ (200)	○ (40)	10
					公衆浴場	n = 0.17A	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (m ²)	33 (L/m ² ・日)	50 (mg/L)	○ (200)	(10)	12
					公衆便所	n = 16C	n : 人員 (人) C : 総便器数 (個)	—	—	—	○	—
		二	駅・バスターミナル	P<10 万人 n = 0.008P 10 万人≦P< 20 万人 n = 0.010P 20 万人≦P n = 0.013P	n : 人員 (人) P : 乗降客数 (人)	—	—	○	始発～最終			

※ ただし、1戸当たりのnが、3.5人以下の場合は、1戸当たりのnを3.5人又は2人（1戸が1居室（3）だけで構成されている場合に限る）とし、1戸当たりのnが6人以上の場合は1戸当たりのnを6人とする。

別 図 1



土壌浸透装置の配置の例

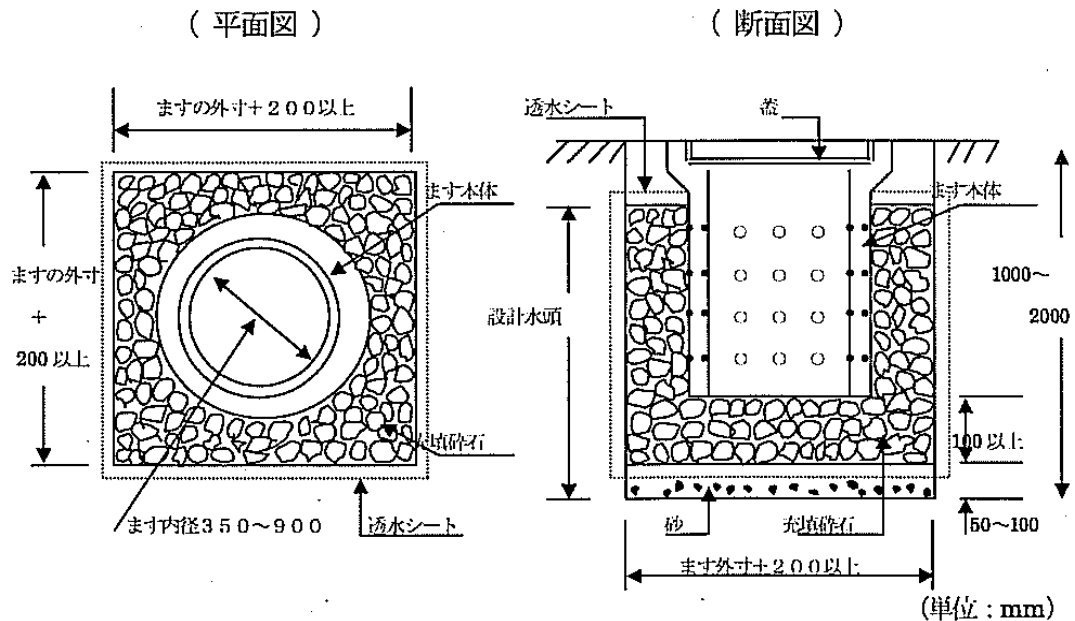


トレンチ標準断面図の例

浸透設備の標準構造例

1 浸透ます

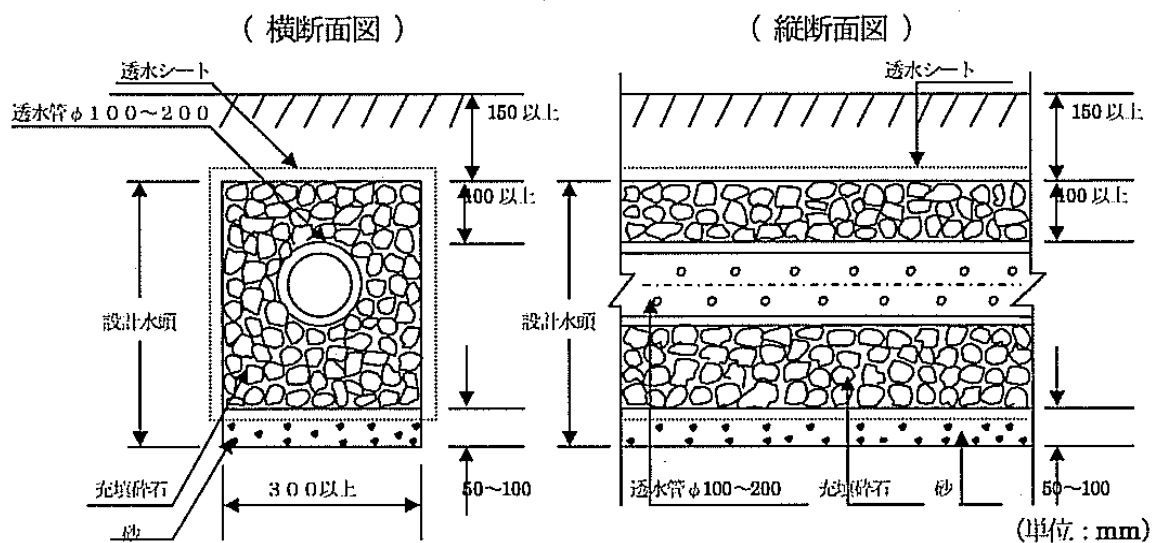
浸透ますは、透水性のますの周辺を碎石で充填し、浄化槽の放流水等を側面および底面から地中へ浸透させる構造とする。



浸透ますの標準構造

2 浸透管

浸透管は、掘削した溝に碎石を充填し、この中に浸透ますに連結された有孔管を設置することにより浄化槽の放流水等を導き、碎石の側面および底面から地中へ浸透させる構造とする。(浸透管の最大延長は、清掃等を考慮して管径の120倍以下を標準とする。)

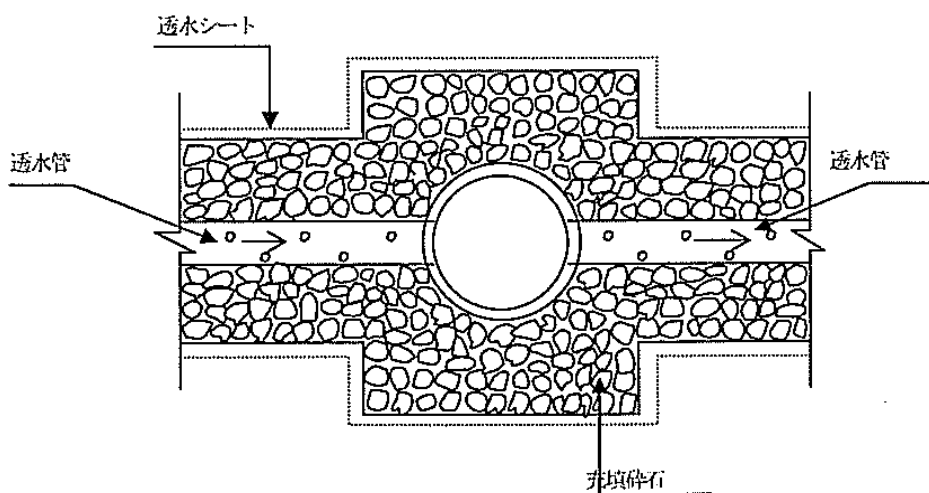


浸透管の標準構造

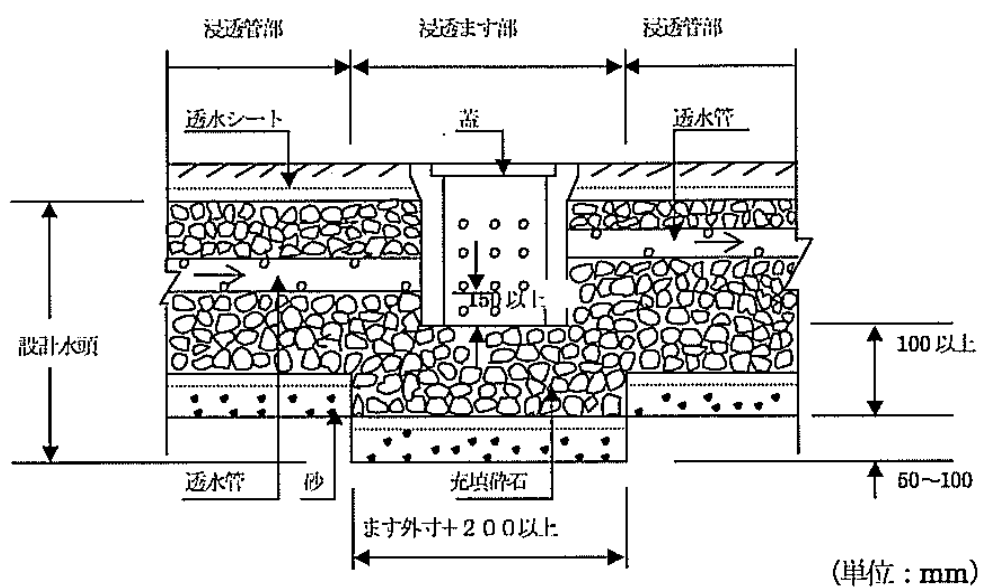
3 浸透ますと浸透管の組み合わせ

浸透ます単独で浸透処理できない場合は、浸透管と組み合わせて設置する。

(平面图)



(断面図)



組み合わせて設置する場合の標準構造

注：浄化槽の大きさと地質を考慮し、最適な組み合わせ、大きさとする